

報告第4号、第5号

令和8年2月20日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 4 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 5 号	専決処分の報告について……………	5

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月28日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

28,435円

2 和解の相手方

鈴鹿市

個人

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年11月8日、三日市町地内の市道三日市69号線において、相手方が所有する車両をその妻が運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市クリーンセンター整備事業建設工事

- 2 変更後の契約金額 5, 0 1 5, 6 2 2, 7 0 0 円
(変更前の契約金額 5, 0 0 8, 3 0 0, 0 0 0 円)

- 3 主 な 変 更 理 由 (1) 旧施設に係る地中杭の撤去、処分等に伴う増額
(2) 地盤改良工事の減工に伴う減額
(3) 上水供給装置の取りやめに伴う減額